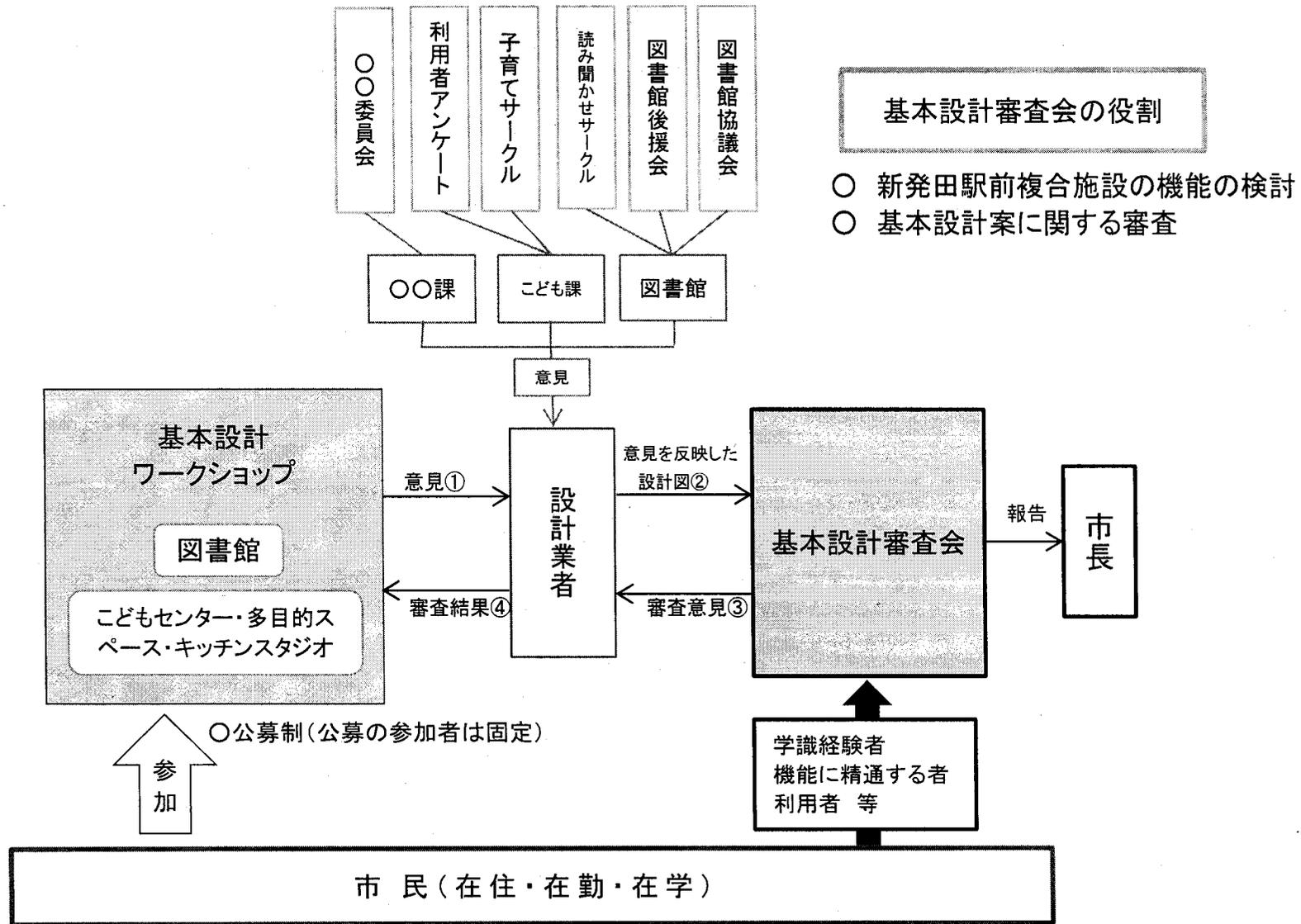


新発田駅前複合施設基本設計審査会について

第1回新発田駅前複合施設
基本設計審査会 配布資料



新発田駅前複合施設基本設計審査会設置要綱

(設置)

第1条 新発田駅前複合施設整備基本方針に基づき整備を進める新発田駅前複合施設に係る基本設計業務において、想定する機能の効果的な配置計画等を検討するに当たり、各機能に精通する者の意見及び市民意見を基本設計に反映させるため、新発田駅前複合施設基本設計審査会（以下「基本設計審査会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 基本設計審査会は、新発田駅前複合施設基本設計業務に関する次の各号に掲げる事項について審査し、経過及び結果を市長に報告する。

- (1) 新発田駅前複合施設整備機能の検討
- (2) 基本設計案（配置・平面・断面・立面・意匠など）に関する審査
- (3) その他設計に関し必要な事項

(組織)

第3条 基本設計審査会は、委員13人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験がある者 2人
- (2) 各機能に精通している者 8人
- (3) 新発田市職員 3人

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告を行った日までとする。

(委員長)

第5条 基本設計審査会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、基本設計審査会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 基本設計審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員総数の過半数の出席によって成立する。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第8条 基本設計審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(審査結果の公表等)

第9条 基本設計審査会における審査結果は、原則公表する。

(事務局)

第10条 基本設計審査会の事務局は、企画政策課に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、基本設計審査会の組織運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

2 第6条第1項の規定に関わらず、第1回基本設計審査会は、新発田市長が招集する。